

平成25年(行ツ)第155号, 第156号, 第182号~第189号, 第204号, 第205号, 第209号~第211号, 第213号~第219号, 第222号~第228号, 第239号~第245号 選挙無効請求事件

## 個別意見要旨

〔鬼丸裁判官の意見〕

衆議院議員を選出する権利は、国民主権を実現するための国民の最も重要な権利であり、憲法は、衆議院議員の選挙について、国民の投票価値をできる限り1対1に近い平等なものとするを基本的に保障しているものというべきである。国会は、両議院議員の定数の定め及び選挙の仕組みを決定するに際して、選挙区制の選択や選挙区割り等の事項について立法裁量権を有するが、これらの内容の具体的な決定に当たっては、投票価値の平等を最大限尊重し、その較差の最小化を図ることが憲法上要請されている。

衆議院議員選挙区画定審議会が小選挙区制の実施に当たって平成13年に策定した区割りの改定案の作成方針は、できる限り投票価値を1対1に近づけるべきことを当初から目指したものとはいえ、憲法上の要請に合致するものとはいえない。このような作成方針に基づいて選挙区割りを定めて選挙を実施すれば、憲法の投票価値の平等の要求に反する事態を招来することは避けられないというべきであったところ、加えて、多数意見も合理性を失ったとする1人別枠方式を含む区割基準に基づいて選挙区割りが定められたことによって、投票価値の最大較差が本件選挙時には更に拡大するに至ったものであるから、本件選挙時の選挙区割りは憲法の投票

価値の平等の要求に反する状態であったものというほかはない。

しかし、私が憲法上の要請であると考えるところの水準にかなう投票価値の平等を保障する選挙制度を実現するためには、単に1人別枠方式を廃止するにとどまらず、都道府県への選挙区数の配分、各都道府県における選挙区割りの見直し、その結果についての全選挙区の選挙人数を比較対照した上での再度の選挙区割りの見直しといった相当に膨大かつ複雑な作業を必要とする上、諸々の要素を総合考慮しながら上記の定数配分や区割りの検討を行い、国会内で議論を尽くして法令等を整備する必要がある。これらの作業には相当程度の長期間を要するものといわざるを得ず、国会が平成23年大法廷判決から本件選挙施行までの約1年9か月の間に上記のような選挙区割りの是正作業を行うことは相当に困難であったと認められる。したがって、憲法上要求される合理的な期間内における是正がなされなかったものとすることはできず、結論は多数意見と同じくするものである。

[大谷裁判官の反対意見]

憲法上要求される合理的期間について、従来の判例は、基本的には、投票価値の較差が投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に陥ってからこれが継続している期間の長さに重きを置き、その間の較差の変動やその間にとられた是正措置の有無なども踏まえながら、求められる是正内容に要するであろう立法の作業や手続の時間を、是正内容の事柄の性質上必要とされる合理的期間として考慮し、これらの点を客観的に評価して判断を行ってきたものと解される。

本件において求められた是正は、1人別枠方式を廃止した上、人口比例に基づく区割基準により都道府県への定数の配分及び区割りの改定を行うことであり、人口

異動による較差の是正と比べ、改定のための立法の作業や手続にそれに応じた時間を要することは容易に理解されるが、新たな区割基準を検討するものではなく、旧区画審設置法3条2項の特例を廃止して、同条1項の原則的な人口比例を基本とする基準で定数配分を見直す作業であり、これに基づく区割規定の見直しは、人口異動による見直しと本質的には大きく異なるものではない。国会情勢や政治情勢上速やかに合意を形成することが容易ではないとの事情は、事柄の性質に照らして通常必要とされる合理的期間を超えて区割規定の是正を行わなかったことを許容する正当な理由となり得るとはいい難い。従来判例法理の趣旨及びその評価の観点からすると、本件においては、憲法上要求される合理的期間内の是正は可能であったのに、これを行わなかったものと評価せざるを得ず、今回の選挙時における本件区割規定は、憲法の規定に違反するに至っていたと考える。

区割規定が憲法に適合していない場合、本来的には選挙の効力は否定されるべきであるから、いわゆる事情判決の法理の適用は慎重であるべきであるが、国会が、平成24年改正法の附則に区割り改定の方針と道筋を示し、選挙後ではあるがその方針と道筋に沿って区割規定の改正を実現していることは、選挙人の選挙権の制約という不利益を軽減ないし解消させる事情として十分に評価できるのであり、この点からも、本件においては、いわゆる事情判決の法理の適用が相当であって、選挙の無効を宣するまでの要はないと考える。

〔大橋裁判官の反対意見〕

前回の平成21年選挙当時、1人別枠方式及びこれに基づく本件選挙区割りが憲法の投票価値の平等の要求に反する状態（違憲状態）に至っていたことは、平成2

3年大法廷判決が説示するとおりであって、その旨を判示した同判決が言い渡された以上、立法府としては可及的速やかにその是正を図ることが求められるものであり、その是正について憲法上要求される合理的期間は、立法府が問題の根本的解決のために真摯な努力を行っていることを前提にして判断されるべきものである。本件では、1人別枠方式の廃止から約7か月で区割規定の改正が行われており、1人別枠方式を廃止する法改正作業が平成23年大法廷判決言渡し直後から真摯に行われていたとするならば、本件選挙までの約1年9か月の間に区割規定の改正は十分に可能であったと考えられ、この間に違憲状態を是正しなかったことについては合理的期間を経過していると評価されるので、本件選挙当時、本件区割規定は憲法14条1項等の憲法の規定に違反していたものといわざるを得ない。

無効の効果が一定期間経過後に発生する将来効判決が可能であることや本件では既に新たな区割規定を含む改正法が成立していることからすると、本件において選挙を無効とすることによる弊害は大きなものではなく、他方で選挙人の基本的人権である選挙権の制約及びそれに伴って生じている民主的政治過程のゆがみは重大といわざるを得ないことなどに鑑みれば、本件は上記の弊害の観点から理由としていわゆる事情判決の法理を適用すべき事案とはいえない。しかし、上記改正後の新区割規定では本件訴訟の対象となった選挙区である福井県第3区は存在せず、同選挙区について新区割規定に基づき憲法に適合する形で補充選挙を実施することは不可能である。このような困難な事態は、区割規定の憲法適合性は規定全体として判断すべきとの判例の判断枠組みを主な原因とするもので、この判断枠組みの変更は今後の検討課題と考えるが、現時点ではこれを前提とした上で、本件においては、選挙無効判決が確定した場合の補充選挙の実施は上記のとおり事実上不可能と考えられ

るのであり、こうした見地から上記の法理を適用し、主文において選挙の違法を宣言するにとどめ、これを無効としないこととするのが相当である。

〔木内裁判官の反対意見〕

国会が憲法上要求される合理的期間内における是正を行ったか否かの判定は、国会が立法府として合理的に行動することを前提として行われるべきである。平成23年大法廷判決から本件選挙の実施までには1年9か月の期間があり、同判決が是正のために立法府がなすべき改正の方向を指し示している以上、上記の期間は、国会が立法府として合理的に行動する限り、上記のとおり同判決において方向を指し示された改正の作業を行うための期間として不足するものとはいえない。本件選挙の時点において、その選挙の施行の根拠とされた本件区割規定は、合理的期間内に是正がされなかったものであり、違憲であるというべきである。

本件選挙を無効としないことは、本件選挙の時点における投票価値の平等の侵害をこの判決において直ちに是正しないことにはなるが、いわゆる事情判決の法理によって従来示された、選挙を無効とされた選挙区からの選出議員を得ることができないままの衆議院が公職選挙法の改正を含む立法活動を行うという憲法の所期するところに反する事態を回避する必要性を考慮し、かつ、1人別枠方式の廃止と小選挙区数の0増5減を内容とする平成24年改正法の成立やこれに基づき区割りを改正する平成25年改正法の成立など、次回の選挙を合憲状態で行うための改正が実現の途についたという国会の状況を考慮すると、今回の本件選挙については、それが違法であることを宣言するにとどめ無効とはしないこととするのが相当である。

ただ、今後の国会の動向いかんによっては、選挙を無効とすることがありえない

ではない。一般に、どの範囲で選挙を無効とするかは、憲法によって司法権に委ねられた範囲内において裁判所が定めることができると考えられ、裁判所が選挙を無効とするか否かの判断をその侵害の程度やその回復の必要性等に応じた裁量的なものと捉えれば、裁判所が選挙を無効とする選挙区を投票価値平等の侵害のごく著しいものに限定し、衆議院としての機能が不全となる事態を回避することは可能であると解すべきである。今後、司法判断によって違憲であることが確定した区割規定について国会による改正が行われずまま選挙が繰り返し行われ、その結果として選挙が無効とされるような事態が杞憂に終わることを切に期待するものである。